

指令主義における真理の理論：機能主義的観点からの再構成

北海道大学 駒田珠希

1. はじめに

本稿は、R.M. Hare (1961, 1997)の指令主義における道徳的言明の真理を理論的に説明するために、M. Lynch (2001, 2009)による真理の機能主義の議論を援用しつつ、指令主義を再構成することを目的としている。

指令主義は、道徳的言明が記述的要素の他に指令的要素を持つことを主張する。この立場は、道徳文は感情の表出であるため真偽を問えるものではないとする A.J. Ayer (1951)の情動主義から発展した。このような歴史的背景のため、指令主義もまた道徳的言明の真理適合性を否定する非認知主義として一括りにされることが一般的である(佐藤, 2012b)。しかし、以降で見るように、実際には、Hare (1997)は道徳的言明の真理適合性を明示的に認めている。では、指令主義における道徳的言明の真理は、どのような真理の理論(対応説、整合説など)によって説明されるだろうか。この点について、Hare は明確な議論を提出していない。本稿の目的は、この問いに答えること、すなわち指令主義における道徳的言明の真理を最もよく説明することができる真理の理論がどのようなものであるかを明確にすることである。

Hare によれば、道徳的言明は記述的意味と評価的意味の二つの意味を持ち、真理を担っているのは記述的意味である。さらに、第二節で述べるが、記述的意味は判定基準的側面と記述的側面の二つの側面をもつ。そこで、それぞれの側面から道徳的言明の真理がどのようなものであるかを検討すると、記述的側面に関する真理は対応説的に考えることができる一方、判定基準的側面に関する真理を対応説的に捉えることは困難だということが明らかになる。この場合、一つの道徳的言明に種類の異なる真理を措定すること、すなわち真理の多元性を許容することは可能かという問題が生じる。そこで、本稿では、Lynch の機能主義の理論を援用する。機能主義とは、真理の性質の統一性を認めながら、その真理の性質を実現する性質は言説の種類ごとに異なると主張する立場である。機能主義を用いて指令主義を再構成することで、判定基準的側面と記述的側面のそれぞれが異なる性質を持つことを受け入れたうえで、その言明の真理を統一的に説明することができる。以上を通して、指令主義における道徳的言明の真理を最もよく説明する真理の理論は機能主義であると結論づける。

本稿の独自性は以下の二点にある。一点目は、これまで指令主義における真理の理論について本格的に検討した研究が少なかったのに対し、本稿は指

令主義における真理の理論について本格的に検討している点である。二点目は、道徳的真理を形式的なものとするデフレ主義を採るのではなく、実質的な真理の理論を提示する点である。非認知主義と相性のよい真理の理論にデフレ主義がある。デフレ主義者によれば、「Sは真である」はSを主張することと同じである。この立場を採ると、真理述語をあくまで形式的なものとして捉えることになるため、道徳的真理にあたる実質的な性質が何であるかの問いに答える必要はなくなる。しかし、本稿では、デフレ主義を採るのではなく、あくまで指令主義の枠内で道徳的言明の真理をよく説明することができるような実質的な真理の理論を提示する。

本稿の構成は次の通りである。第二節では、指令主義における道徳的言明の意味と真理適合性について説明する。第三節では、機能主義による道徳的言明の真理に関する議論を説明する。第四節では、機能主義による議論を援用して、指令主義における真理の理論を再構成する。結論として、指令主義はLynchの議論を用いることで道徳的言明の真理をうまく説明できることを示す。

2. 指令主義

2.1 指令主義理論と真理適合性

本節では、指令主義における道徳的言明の意味と真理適合性について説明する。まず、指令主義における道徳的言明の意味について説明する。指令主義において、道徳的言明は記述的意味と評価的意味の二つの意味を持つ。記述的意味は事実に関する記述的な情報を伝え、評価的意味は記述された事実や性質についての指令という言語行為を遂行するものである。例えば、ある人が、優しくて寛容でトランプでずるをしない人物に対して「彼はよい人だ」と判断したとする。このときの記述的意味は「優しくて寛容でトランプでずるをしない」という記述的情報を示しており、評価的意味はこの記述的意味によって記述されている性質を指令していることになる。

さらに、この記述的意味は二つの側面に分けて考えることができる。一つ目は、判定基準的側面であり、二つ目は記述的側面である。判定基準的側面とは、ある人がある対象を「よい」と判断する際に、その人が何を「よい」と見なしているのか、換言すれば、その人は何を以て「よい」と判断しているのかという、その人がもっている「よさ」の基準を示すものである。記述的側面とは、判断者が「よい」と判断する際に、その対象が実際にもっている事実や性質の記述である。一般化していえば、ある性質 p をもつ x についての「 x はよい」の記述的意味は、「 p はよさの判定基準であり、かつ、実際

に x は p をもっている」というものになる。このときの、前者が判定基準的側面、後者が記述的側面である。

「判定基準的側面」や「記述的側面」という用語を Hare 自身が用いているわけではないが、この区別は『道徳の言語』(1961, pp.112-4= 2003, pp.149-51)における次の説明から読み取ることができる。すなわち、Hare によれば、ある自動車 M について「 M はよい自動車である」という発話は、一方で「純粹に事実的ないし記述的性格をもつ情報を伝える (Hare, 1961, p.112= 2003, p.149)」、つまり、聞き手が実際に M を見たことがない場合でも「どんな種類の自動車を私たちが「よい」と呼び慣れているかを知っている (自動車の受け入れられているよさの基準が何であるかを知っている) なら、彼は、明らかに私の発言からそれがどんな種類の自動車かについての情報を受け取っている (ibid, pp.112-3= p.149)」というものである。

他方で、以上の発話は、「 M がもっているいくつかの特性が、人びとにまた少なくとも私に一それをよい自動車と呼ばせる特性であること (ibid, p.113= p.150)」を教える、つまり、「自動車のよさの基準を説明したり伝えたり設立する (ibid, p.114= p.151)」ものでもであると述べている。

以上の記述から、前者が記述的側面であり、後者が判定基準的側面であるといえる。先の例を用いるならば、ある人が優しくて寛容でトランプでずるをしない人物について「彼はよい人だ」と判断する際、その判断は、実際に「彼」によって指されている人物は優しくて寛容でトランプでずるをしないという事実の報告 (記述的側面) に加え、その判断者は「優しくて寛容でトランプでずるをしない」ことをよいことであると考えている、つまり、その判断者は「よさ」の基準として「優しくて寛容でトランプでずるをしない」をもっているということを伝えている (判定基準的側面) のである。

次に、指令主義における道徳的言明の真理適合性について説明する。指令主義は、道徳的言明において記述的要素の他に指令的要素をも認めることから、道徳的言明の真理適合性を認めない非認知主義の立場に位置づけられることが一般的である。しかし、Hare は、自身の理論が道徳的言明の真理適合性を認めるものであると述べている (Hare, 1997, pp.47-52)。道徳的言明の真理適合性に関する彼の主張は次の通りである。彼は、言明の意味が真理条件のみによって決定されると考える立場を記述主義、言明の意味は真理条件のみによっては決定されないと考える立場を非記述主義として区別する。非記述主義は文の意味が部分的に真理条件によって決まることを否定するわけではないため、記述主義と同様に (1)道徳的言明に真偽が問えること、(2)私たちが言明の真偽を知ることができること、(3)道徳的性質や道徳的事実があるこ

との三点を認めることができる (ibid, 1997, p.51)。この区別に従えば、非記述主義に分類される指令主義は、道徳言明の意味が真理条件のみによって決まることを否定するだけであり、意味の一部に真理条件が含まれていることは否定しない。よって、指令主義もまた上の(1)から(3)を認めることができる。

以上のように、指令主義における道徳的言明が真理適合性をもち、道徳的言明の意味の一部が真理条件によって決まるのだとすれば、この場合の真理条件とはどのようなものだろうか。Hareによれば、指令主義における真理条件は道徳的言明が持つ記述的意味と同様である (ibid, 1997, p.52)。先述の例を用いれば、「彼はよい人だ」という言明の記述的意味が「優しくて寛容でトランプでずるをしない」である場合、「彼はよい人だ」が真であるのは、「彼」によって指されている人物が「優しくて寛容でトランプでずるをしない」という条件を満たしている場合となる。

Hare は指令主義における道徳的言明の真理適合性を認めるものの、他方で、その真理の性質を明確に説明する理論は提出していない。そのため、指令主義は道徳的言明の真理を対応説的に理解すべきか、整合説的に理解すべきか、あるいは、また別の仕方で理解すべきかは明らかではない。さらに、記述的意味を真理条件と見なし、記述的意味によって記述されている事実が存在する場合に真であるとする彼の主張は、記述的意味が持つ二つの側面のうち、記述的側面に関する真理しか説明していない。「彼はよい人だ」の記述的意味は、「〈優しくて寛容でトランプでずるをしない〉はよさの判定基準であり、かつ、実際に『彼』によって指されている人物は優しくて寛容でトランプでずるをしない」であるにもかかわらず、彼の説明では、この記述的側面、すなわち、「『彼』によって指されている人物は実際に、優しくて寛容でトランプでずるをしない」が真となる際の説明として事実との対応関係を提示するにとどまっている。この説明のみでは、判定基準的側面、すなわち「(判断者は)『よさ』の判定基準として〈優しくて寛容でトランプでずるをしない〉を考えている」については説明されない。

そのため、道徳的言明の真理に関して Hare が提示した説明では不十分である。そこで、以下では、指令主義における道徳的言明の真理の性質がどのようなものであるかについて、記述的側面と判定基準的側面を区別したうえで、それぞれに応じて検討する。

2.2 指令主義における真理の性質

前節で述べた通り、指令主義において道徳的言明の真理は二つの側面をも

つ記述的意味が担っている。そこで、道徳的言明の真理の性質がどのようなものかについて、それぞれの側面に応じて検討していく。本節では、まず記述的側面における真理について検討し、次に判定基準的側面における真理について検討する。

結論から述べると、記述的側面における真理は心的独立な事実との対応によって説明することができる。このことは、先に述べたように Hare が記述的意味（の記述的側面）を真理条件と同様なものとして捉えていることから見て取れる。先述の例では、「彼はよい人だ」の記述的側面は、『彼』によって指されている人物は、優しくて寛容でトランプでずるをしない」という事実の記述に言い換えられる。これが真であるのは、「彼」によって指されている人物は実際に「優しくて寛容でトランプでずるをしない」という事実が存在するときである。このように、記述的側面の真理については心的独立な事実との対応関係によって説明することができる。

他方、判定基準的側面における真理については、記述的側面とは異なる説明が必要となる。というのも、判定基準的側面が示しているのは単なる事実の記述ではなく、ある人が道徳判断を下す際に用いているその判定基準が何であるかに関するものだからである。先述の例では、判定基準的側面は『よい』と判断する際の基準は〈優しくて寛容でトランプでずるをしない〉ことである」という判定基準に関する記述に言い換えられた。これが真であるためには、判断者が用いている判定基準が客観的な事実として存在する「道徳原理(moral principle)」と一致していることが必要となる。道徳原理とは、Hare によって提唱された概念であり、私たちが道徳判断を下す際に参照するものである。また、彼によれば、この原理は私たちによって作られたものであり、修正と継承を重ねることで洗練される。さらに、これは歴史的、文化的に確固たる地盤をもつという意味での客観性を有している。ただし、道徳原理がこの意味で客観性を有するものであるとはいえ、それが私たちによる構築物であることを考慮すれば、道徳原理との一致が心的独立な事実との対応関係ではなく、心に依存した事実との関係であることになる。

古典的対応説は、心的独立な事実との対応を真理の性質として考える¹。例えば、“This cat is wet.”のように世界の在り方を記述した文は、実際に“this cat”によって指されている猫が濡れているという事実がある場合、すなわち文と事実の間に対応関係があることによって真となる。この理論では、道徳に関する文の真理について語るのは困難である。なぜなら、「善さ」や「悪さ」を純粹に記述的な事実還元することは議論の余地があるうえ、道徳的事実という特殊な事実を認めるとしても、それらが心的独立であるとは考え難い

ためである。以上より、古典的対応説を用いて道德原理との一致を説明することは困難であるため、判定基準的側面における真理の性質は対応説によって説明されがたい。この場合、一つの言明が二つの側面それぞれに応じて異なる種類の真理を担うことになる。そのため、指令主義における真理を説明するためには、異なる種類の真理を同時に説明できるような理論、つまり多元性を許すような理論が必要となる。

そこで、第三節では真理の多元性を許容する理論として Lynch の機能主義について説明し、第四節ではその理論を援用しつつ指令主義を再構成する。それに先立って、指令主義を再構成するために他の理論ではなく機能主義を援用する理由を三つ手短に述べておきたい²。第一の理由は、非認知主義と相性がよいと考えられるデフレ主義を採用しないことに関するものであり、第二の理由は対応説や整合説などの一元論的な理論を採用しない理由である。第三の理由は、真理の多元性を認める C. Wright の多元主義ではなく機能主義を採用する理由である。

第一の理由は、次の通りである。Hare は記述的意味（の記述的側面）を真理条件と見なし、記述的意味によって記述されている事実が実際に存在する場合にその言明は真であると述べていた。つまり、彼によれば、記述的意味（の記述的側面）と事実の対応関係によって真偽が決まるため、道德的言明の真理に関して対応説的な説明が可能となる。この点を踏まえると、指令主義における真理は、デフレ主義が主張するような形式的性質以上のものである。従って、指令主義における真理を説明するのにデフレ主義を採らない理由は、真理をあくまで形式的な性質として捉えるデフレ主義では、指令主義における道德的言明の真理の特徴を十分にとらえることが困難だからである。

第二の理由は次の通りである。指令主義は、道德的言明が真であるための条件として心的独立な事実との対応と心に依存した事実である道德原理との一致という、異なる二種類の真理の両方を必要とする。しかし、対応説や整合説のような一元論的な理論では、これら両方の真理を同時に説明することは困難である。これは「スコープ問題」と呼ばれ、どんなものであれ一つの性質のみで真理の本性を説明する理論では、説明できる言説の種類に限界があるという問題である。心的独立な事実との対応によって真理を説明する古典的対応説では、“This cat is wet.”のように心的独立な事実に関する記述的な文の真理を説明することはできるが、“This cat is funny.”のように発話者の心的状態に依存する文の真理を説明することはできない。二種類の真理を必要とする指令主義もまた、この問題を回避できるような、多元性を許容する理論が必要となる。

第三の理由は、真理の多元性を認める理論の中でも、Wrightの多元主義ではなく機能主義を採用する理由である。確かに、Hareは*Sorting Out Ethics* (1997)の中で、ミニマルな真理適合性に関してはWrightの主張を受け入れている(Hare, 1997, p.58)。しかし、Hareが影響を受けているところのWrightの主張は、あくまで、言明が真理適合的か否か、つまり、問題となっている言明が真偽の問える種類のものかどうかに関する主張である。Hareは、道徳的言明の真理がどのような性質であるかに関する真理の理論においてはWrightの多元主義を採ることを明言していない。指令主義における道徳的言明の真理の性質を説明する理論としては、Wrightの多元主義よりもLynchの機能主義の方がよりよい説明ができると考えられる。なぜなら、多元主義に対して指摘される以下の問題を機能主義は回避できるからである。多元主義は、真理についての「決まり文句 platitude」を満たす限りは異なる種類の言説それぞれに異なる種類の真理を認める。この場合、スコープ問題を回避することはできるが、新たに混合複合文³に関する問題を抱えることになる。これは、異なる種類の真理をもつ文によって構成された連言文の真理をどのように説明できるのかという問題である。例えば、“This cat is wet and funny.”という連言文については、前半の“This cat is wet.”の真理は対応、後半“This cat is funny.”の真理は整合性によって説明されるかもしれない。このとき、この文全体、すなわち、異なる種類の真理をもつ二つの文の連言の真理はどのような性質によって説明されるのか、という問題が生じる。

多元主義はこの混合複合文の問題を抱えることになるが、機能主義はこれを回避する。というのも、機能主義の場合、真理の性質自体の統一性を認めつつ、その真理を実現する性質の多元性を主張するからである。例えば、“This cat is wet.”は対応という性質によって真理を実現し、後半“This cat is funny.”は整合性という性質によって真理を実現していることになる。両者における真理の実現の仕方が異なっても、実現されている真理自体は同一である。そのため、機能主義を採った場合にはこの文全体の真理がどのようなものかは問題にならず、多元主義に対して挙げられた混合複合文の問題は生じない。

指令主義においても、道徳的言明の記述的意味には二つの側面があることは既に述べた通りであり、一方の側面は心的独立な事実、他方は心に依存した事実に関連している。そのため、多元主義を用いて指令主義を再構成した場合には、指令主義における道徳的言明もまた混合複合文の問題が生じることになる。多元主義ではなく機能主義を採用する理由は、機能主義を用いて指令主義を再構成することで、この問題を回避することができるためであ

る。

以上に挙げた三つの理由から、本稿では、指令主義における真理の理論を再構成するにあたって、機能主義を援用する。次節では、機能主義における道徳的言明の真理に関する議論を概観する。

3. Lynch の機能主義における道徳的言説の真理

機能主義は、真理の性質の統一性を認めつつ、その真理の実現者において多元性を許容する。本節では、機能主義における道徳的言説の真理がどのように説明されるかを整理する。

結論から述べれば、Lynch の機能主義における道徳的言説の真理は「調和 (concordance)」という性質で説明される。調和とは、超整合性と対応を合わせたものである。超整合性とは、「道徳的枠組み (moral frameworks)」という、道徳判断とそれに関連する非道徳的判断（例えば、事実判断）を含む整合的な枠組みに新たな情報が加わっても、その判断は引き続き整合性を保つという性質である。例えば、「女性は男性と同等の権利を持つ」という道徳判断に関する道徳的枠組みには、それに関連する事実判断として「女性と男性は同等の知能を持つ」などが含まれる。しかし、超整合性だけでは誤った判断を真としてしまう可能性が残る。例えば、ミソジニー社会において「女性は男性よりも知能が低い」という事実判断が共有されているとする (Lynch, 2009, 173)。この時、「女性の権利を剥奪すべきだ」という道徳判断は、このミソジニー社会の道徳的枠組み内では超整合的であるかもしれない。しかし、私たちはこの道徳判断を真とは考えない。このような誤った判断を真としないためには、道徳判断に関連する事実判断が真である必要がある。先の道徳判断が偽であるのは、「女性は男性よりも知能が低い」という事実判断が偽であるためである。従って、道徳判断が真であるためには、その道徳判断が道徳的枠組み内で超整合的なだけでなく、その道徳判断と関連する事実判断が真であることも必要となる。Lynch は、以上の議論を踏まえて道徳的言説の真理の条件を以下のように定式化する。

道徳判断：

p が真であるのは、p が調和するとき、かつその時に限る。

そして、

p が調和するのは、(a) p が道徳的枠組みにおいて超整合性であり、(b) p がその道徳的枠組み内にある道徳的に関連する非道徳的判断が真であるとき、かつその時に限る。 (ibid, 176)

以上の議論をまとめると、機能主義において道徳的言説の真理は調和という性質によって実現される。さらに道徳的言説が調和するのは、(a)道徳的枠組みにどれほど情報が加わったとしても、その道徳判断を含む枠組みの整合性は保たれている、つまり超整合的であること、(b)道徳判断と関連する事実判断が真であることが必要となる。

次節では、以上の議論を援用して、指令主義における真理の理論を再構成する。

4. 機能主義を援用した指令主義の再構成

本節では、機能主義における道徳的言説の真理の議論を援用して、指令主義における真理の理論を再構成する。第二節で述べたように、指令主義において道徳的言明の記述的意味は判定基準的側面と記述的側面の二つの側面をもつ。そのため、道徳的言明の真理の理論を再構成するには、これら両側面から真理の性質を検討する必要がある。結論から述べると、指令主義における道徳的言明の真理は以下のように定式化される⁴。

指令主義における道徳的言明の真理：

「x はよい」が真であるのは、(a) その判断者が用いている判定基準が道徳原理と超整合的であり、かつ、(b) その記述的意味の記述的側面が事実に対応しているとき、かつそのときに限る。

まず、記述的側面における真理について検討することで (b)の条件を説明し、次に判定基準的側面における真理について検討することで (a)の条件を説明する。

まず、記述的側面における真理について検討する。第二節で述べたように、記述的側面に関する道徳的言明の真理は心的独立な事実との対応で説明できる。第二節で挙げた例を用いると、この言明の記述的側面である「『彼』によって指されている人物は、優しくて寛容でトランプでずるをしない」の真理は、「彼」によって指されている人物が実際に優しくて寛容でトランプでずるをしないという事実との対応である。この記述的側面の真理の条件は以下のように定式化される。

記述的側面：

「x はよい」が真であるのは、その記述的意味の記述的側面が事実

対応しているときである。

以上より、上で定式化した道徳的言明の真理における(b)の条件が示された。

次に、判定基準的側面における真理について検討する。判定基準的側面に
関する道徳的言明の真理は、心に依存した事実である道徳原理との関係によ
って説明される。判定基準的側面と道徳原理との間のこの関係は超整合性で
ある。第二節で挙げた例を用いると、この言明の判定基準的側面、すなわち
「『よい』と判断する際の基準は〈優しくて寛容でトランプでずるをしない〉
ことである」が真であるには、この判断者が用いている判定基準〈優しくて
寛容でトランプでずるをしない〉が客観的な道徳原理に含まれている、つま
りこの基準が、実際に「よさ」に関する基準として成り立っている必要があ
るのである。しかし、道徳原理は私たちが作り上げたものであるため、心的
独立な事実との対応関係のみを扱う古典的対応説で説明することは不可能で
ある。この場合、判定基準的側面における真理は、判断者が用いている判定
基準が客観的な道徳原理と整合的であることが必要となる。しかし、単なる
整合性だけでは不十分である。なぜなら、単なる整合性だけでは、後に偽で
あることが明らかになるが、その時点では整合的であるような誤った判定基
準に基づく道徳判断をも真であると認めるケースが生じてしまうからである。
例えば、「動物は理性をもたない」という事実判断が共有されているような時
点 t_1 においては、「動物を道徳的に配慮しないこと」はその時点での道徳原
理、例えば「理性をもつものに対しては道徳的に配慮すべき」のような原理
と整合的であるかもしれない。この場合、単なる整合性のみによって真理が
説明されるならば、「動物を道徳的に配慮する必要はない」という道徳判断は
真であることになってしまう。しかし、Hare は、道徳判断の真理を一時的な
整合性とは考えない。このことは、彼が「行動というものは、まだ発話され
たことのない『べき』原理の違反となる可能性がある」と述べていることか
らも見取れる(Hare, 1961, p.190= 2003, p.251)。先の例を用いると、動物
も快苦を感じるようになった時点 t_2 では、理性によって道徳的配
慮の対象を決定するような原理、すなわち「理性をもつものに対しては道徳
的に配慮すべき」という原理は「快苦を感じる能力をもつものに対して道徳
的に配慮すべき」という原理に修正されるかもしれない。このように原理が
修正された後では、時点 t_1 で下された「動物を道徳的に配慮する必要はない」という道徳判断と、「快苦を感じる能力をもつものに対して道徳的に配慮
すべき」という道徳原理との整合性は失われるため、この道徳判断は誤りと
なる。

以上のように、指令主義の枠組み内では、過去の一時点における整合性のみで真偽を問うことはできない。道徳的言明が真であるためには、事実に関する新たな信念が追加されたり、もともと持っていた信念が修正されたりすることによって道徳原理が修正された後でも、なおその原理と当該の道徳的言明が持つ判定基準が整合的であり続けることが必要である。このように、時点を越えた持続的な整合性は、機能主義における超整合性として解釈することができる。以上を踏まえて判定基準的側面における真理の条件を定式化すると以下のようなになる。

判定基準的側面：

「A はよい」が真であるのは、その判断者が用いている判定基準が、道徳原理に新たな情報が加わり修正された後でもなお整合的である、つまり超整合的であるときである。

以上より、最初に定式化した道徳的言明の真理における(a)の条件が示された。

ここまで、最初に定式化した道徳的言明の真理に関する(a)と(b)の条件を示した。以上をまとめると、指令主義における道徳的言明の真理はその言明の記述的意味が持つ二つの側面それぞれに応じて説明される。記述的側面において真理は対応として説明され、判定基準的側面において真理は超整合性として説明される。

5. 結論

本稿では、指令主義における道徳的言明の真理の理論を、機能主義を援用することで再構成した。指令主義において真理を担う記述的意味は、記述的側面と判定基準的側面の二つの側面を持つ。これらの二つの側面に応じて真理を検討すると、記述的側面における真理は対応であり、判定基準的側面における真理は超整合性であると結論づけられる。

機能主義によれば、真理の実現者は言説の種類によって異なるが、真理の性質はどの種類の言説においても同一である。指令主義においても同様に、記述的側面における真理の実現者は対応であり、判定基準的側面における実現者は超整合性であるということが出来る。機能主義を援用して指令主義の真理の理論を再構成することによって、それぞれの側面における性質の違いを認めつつ、真理の統一性を保持することができる。

注

- (1) 最近では、心的独立な事実だけではなく、心に依存した事実との対応関係も認める理論として、Sher(2015)による対応多元主義もあるが、ここでは古典的対応説を問題とする。
- (2) 非認知主義とデフレ主義、機能主義の相性については、秋葉[2018]に詳しい。
- (3) 多元主義は他にも混合推論の問題も抱えている。この問題についてはChase [2015]を参照のこと。
- (4) 本稿の主張は、指令主義における真理の条件を調和の条件(a)、(b)に対応させて再解釈することができるというものである。指令主義における道徳的言明の真理をすぐさま調和であると主張することができるかどうかは議論の余地を残す。

文献表

Ayer, A.J , 1951, *Language, Truth, and Logic*, London Victor Gollancz ltd (吉田夏彦訳, 2022, 『言語・真理・論理』, 筑摩書房).

Chase Wrenn, 2015, *TRUTH*, Polity Press Ltd., Cambridge (野上志学訳, 一ノ瀬正樹解説, 2019, 『現代哲学のキーコンセプト 真理』, 岩波書店).

Gila Sher, Truth as Composite Correspondence. *Unifying the Philosophy of Truth*. Eds. H. Galinon, D. Achourioti, K. Fujimoto, J. Martinez. Springer. 2015. pp. 191-210.

Hare, R.M, 1961, *The Language of Morals*, Oxford University Press (小泉仰・大久保正健訳, 2003, 『道徳の言語』, 勁草書房) .

———1997, *Sorting Out Ethics*, Clarendon Press・Oxford University Press.

Lynch, Michael P, 2001, A Functionalist Theory of Truth, In *The Nature of Truth*, Ed. Michael P. Lynch, Cambridge, MA:MIT Press.

———, 2009, *Truth as One and Many*, Oxford University Press.

Wright, C, 1992, *Truth and Objectivity*, Harvard University Press.

秋葉剛史, 2018, 「道徳的真理・ミニマリズム・非認知主義」, 日本倫理学会発行, 『倫理学年報 67 巻』, 261-275.

佐藤岳詩, 2012a, 『R.M.ヘアの道徳哲学』, 勁草書房.

——, 2012b, 「メタ倫理学における「非認知主義」の展開」, 京都倫理学会
発行, 『実践哲学研究 35 号』, 41-74

——, 2019a, 『メタ倫理学入門』, 勁草書房.

——, 2019b, 「第 8 章 非認知主義についての論争」: 『メタ倫理学の最前線』,
蝶名林亮編, 勁草書房, 219-246.